
第1章

本計画の位置づけ

1 計画策定の趣旨

大田区の高齢者人口は、令和5年10月1日現在、約16.4万人、高齢化率*は22.4%となっています。本計画期間中には、団塊の世代*全てが75歳以上となる令和7(2025)年を迎えることとなり、高齢者人口は令和8年度までは横ばいで推移するものの、前期高齢者人口は減少し、介護ニーズの高まる75歳以上の後期高齢者人口の増加が見込まれています。また、家族構成の変化等に伴う高齢者の単身世帯や高齢夫婦のみの世帯の割合、また、認知症の症状を有する高齢者の割合は、近年では高齢者人口が減少していることもあり、緩やかにではありますが、いずれも上昇傾向にあります。

本計画期間のさらに先である令和22(2040)年度には、いわゆる団塊ジュニア世代*が65歳となり、高齢化率は26.6%に達する見込みです。高齢者人口の増加を背景に、前述の高齢単身・高齢夫婦のみの世帯や認知症高齢者、さらには要介護・要支援認定*者についても増加することが見込まれます。その一方で、高齢者を支える担い手となる生産年齢人口は減少していくことが予想されています。

区では、「高齢者が住み慣れた地域で、安心して暮らせるまちをつくります」を基本理念として、その実現のために「医療」・「介護」・「介護予防」・「住まい」・「生活支援」の各サービスが一体的に提供される地域包括ケアシステム*の深化・推進を図ってきました。

また、制度・分野の枠や「支える側」、「支えられる側」という従来の枠を超え、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割をもち、助け合いながら暮らしていくことのできる包摂的な社会である「地域共生社会*」の実現にあたり、地域包括ケアシステムは中核的な基盤となり得るものとされています。

本計画策定にあたっての基礎資料とするため、令和4年度において、区内高齢者等のフレイル*・介護予防に向けた取組、介護サービス等の利用に関する意向等の把握を目的とした高齢者等実態調査を実施しました。この調査結果からは、区における地域包括ケアシステムの深化・推進を図るうえで様々な課題が明らかとなりました。「生きがい」や「地域とのつながり・助け合い」、「安心」といったキーワードが、区内の高齢者の生活を支え、より豊かな生活環境の実現をめざすうえで重要であり、本計画において、継続的に取り組むべき方向性の一つであると捉えています。

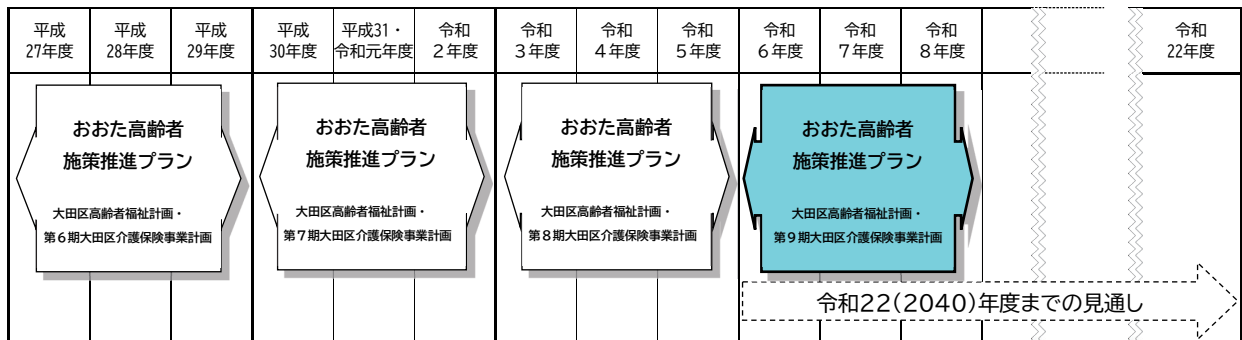
2025年、また、来る2040年に向け、少子高齢化の進展はより顕著なものとなってきます。また、8050問題*や老老介護など高齢者をとりまく課題も複合かつ多様化しています。このような状況下にあっても「大田区らしい地域共生社会の実現」に向け、地域包括ケアシステムのさらなる深化・推進を図ってまいります。

2 計画の基本的性格

(1) 老人福祉法及び介護保険法に基づく策定と見直しの時期

「おおた高齢者施策推進プラン～大田区高齢者福祉計画・第9期大田区介護保険事業計画～」は、老人福祉法第20条の8に基づく「市町村老人福祉計画」及び介護保険法第117条に基づく「市町村介護保険事業計画」を一体的に策定するものです。

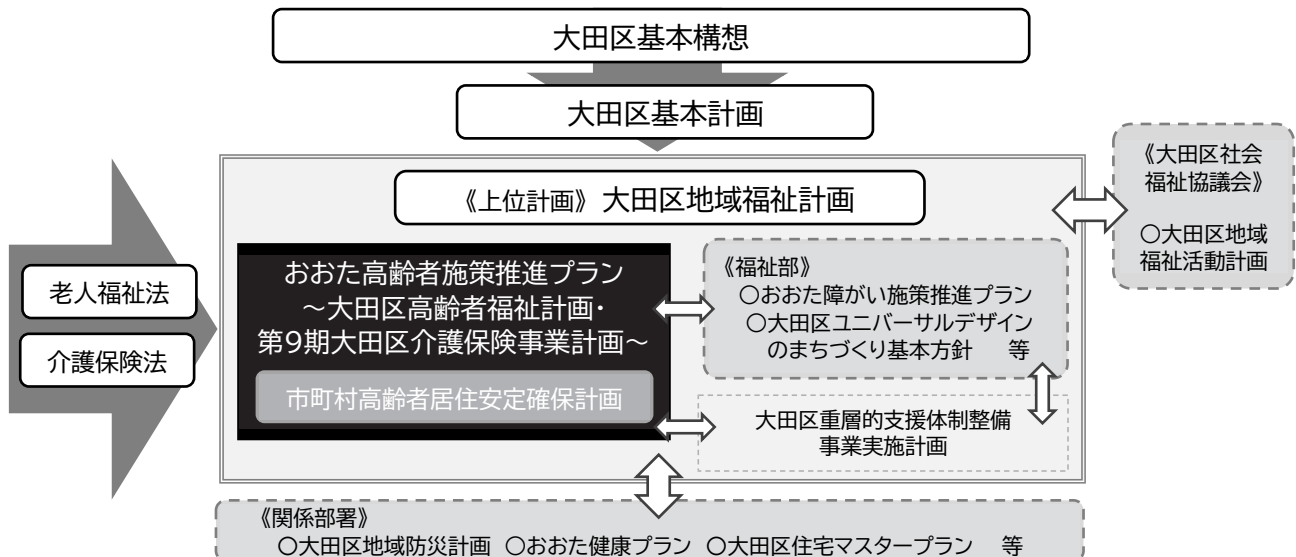
計画期間は、介護保険法に基づき、令和6年度から令和8年度の3年間で、第6期計画から取り組んできた、「地域包括ケアシステム」のさらなる深化・推進を図ります。



(2) 本計画の位置づけ

この計画は、大田区の区政運営や施策の基本となる「大田区基本構想」に基づく高齢者分野の個別計画となります。また、本計画の上位計画である「大田区地域福祉計画」をはじめ、同時期に策定する「おおた障がい施策推進プラン」等の区及び関係機関の保健・福祉に関する計画と整合性をもたせた計画とします。国の動向や社会情勢等も考慮しつつ、大田区地域福祉計画に定める「大田区らしい地域共生社会の実現」に向けた取組を進めてまいります。

加えて、高齢者の居住の安定確保に関する法律に基づく「市町村高齢者居住安定確保計画」を包含する計画となります。



3 計画策定の体制と方法

(1) 区民との協働

「高齢者福祉計画」及び「第9期介護保険事業計画」を一体的に策定するため、学識経験者、関係団体、公募委員で構成する「大田区高齢者福祉計画・介護保険事業計画推進会議」において、これまでの計画推進状況や本計画の策定について、審議を行ってきました。

また、区民意見公募手続(パブリックコメント)*や区民説明会を通じて区民からの意見を聴取し、区民との協働による計画策定を行いました。

(2) 関係部局等との連携

高齢福祉課・介護保険課を中心とした福祉部のみならず、地域力推進部・区民部・健康政策部・まちづくり推進部等の関係管理職で構成する「大田区高齢者福祉計画・介護保険事業計画庁内検討委員会」にて、計画策定の素案検討を行いました。

今後の施策策定・実施にあたっては、広く関係部局との連携を意識しながら進めます。

また、区関係部局のほか、東京都や他の区市町村等との連携も含め、施策の取組に係る検討、実施を図ってまいります。

(3) 高齢者等実態調査の実施

計画策定の基礎資料とするため、令和4年10月1日を基準日とする『大田区高齢者等実態調査』を実施しました。同調査は、元気高齢者、要支援認定者等を対象とする下記①の「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」を包含する高齢者一般調査、要介護認定者を対象とする下記②の「在宅介護実態調査」を包含する要介護認定者調査、55歳から64歳までを対象とする第2号被保険者*調査等で構成されます。(調査の結果等については、第2章(17ページ以降)を参照)

① 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

在宅で生活する元気高齢者、総合事業対象者、要支援認定者を対象とし、要介護状態になる前の高齢者のリスクや高齢者の社会参加・助け合いの状況、介護予防の推進等のために必要な社会資源等を把握することを目的とした調査となります。

② 在宅介護実態調査

在宅で生活をしている要介護認定者を対象として、「要介護者の在宅生活の継続」や「介護者の就労継続」に有効な介護サービスのあり方、サービス整備の方向性を検討することを目的とした調査となります。

4 SDGsの視点からみる第9期計画

平成 27(2015)年9月に開催された国連サミットにおいて全会一致で採択されたSDGs* (持続可能な開発目標)は、全世界共通の目標であり、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現をめざし、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に、統合的に取り組むこととされています。

大田区はSDGsの達成に向けて優れた取組を提案する都市として、内閣府から令和5年度の「SDGs 未来都市」に選定されるとともに、その中でも特に優れた先導的な取組を行う「自治体 SDGs モデル事業」にも選定されました。



大田区でも、「大田区におけるSDGs推進のための基本方針」に基づき、各種計画等の策定にあたってはSDGsの要素を最大限反映し、ローカル目標の設定や17のゴールとの紐づけ等を通じて、SDGsの達成を意識しながら、「経済・社会・環境」の三側面が調和した施策や事業の推進を図ることとされています。

本計画を着実に推進し、多様な主体との連携により、包括的な支援体制を整備することで、SDGsで掲げる「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現をめざしていきます。

■第9期計画における主な施策とSDGsゴールとの関連
 (「新おおた重点プログラム(令和5年2月更新版)」から抜粋、改変)

施策	ゴール
・高齢者の就労・地域活動の支援	   
・多様な主体による介護予防・生活支援の充実 ・介護予防・フレイル予防の推進	
・介護人材対策の推進とサービス基盤の充実・医療と介護の連携 ・効果的・効率的な介護給付の推進	  
・見守り体制の強化・推進	  
・権利擁護支援・個人の尊重	   
・多様な主体が参画する地域づくりの支援	  
・地域共生社会を見据えた地域包括ケアの体制づくり	  
・共生と予防を軸とした認知症高齢者への支援	  

